

## 国際公会計基準審議会（IPSASB）

# IPSAS 第 46 号「測定」の解説

公会計委員会政府会計専門委員会委員長 公認会計士 高橋 宏延  
公会計委員会政府会計専門委員会副委員長 公認会計士 仲 友佳子

本稿では、2023 年 5 月に国際公会計基準審議会（IPSASB）から公表された IPSAS 第 46 号「測定」（以下「IPSAS 第 46 号」という。）について解説する。

## 1. プロジェクトの位置付けと経緯

### (1) 測定プロジェクトの立ち上げからコンサルテーション文書公表まで

現行の IPSAS 基準書は、2000 年から順次公表されてきたこと及び国際財務報告基準（IFRS）をベースとする基準書と公的部門特有の論点を扱う基準書が混在していることから、測定に関するセクションの有無や、記載内容が必ずしも一貫していない。このため、基準書全体を通じて測定関連規定の一貫性の確保が必要である。

また、2014 年に IPSASB は概念フレームワークを公表した。個別の IPSAS 基準書に概念フレームワーク第 7 章の測定概念を反映させ、概念フレームワークと各 IPSAS 基準書との間で整合性を確保することが必要である。

IPSASB は、上記の課題を解決するために 2017 年 3 月会議から測定プロジェクトを開始した。

2019 年 4 月にコンサルテーション文書（以下「CP」という。）「測定」<sup>1</sup> を公表し、公的部門における測定の主要論点について関係者の意見を募った。当該 CP には、関係者が最終成果物を想定しやすくするため、公開草案の草稿（例示目的の ED）が掲載されていた。

### (2) ED 第 77 号「測定」の開発

各国関係者から CP に寄せられたコメントは、おおむね CP の提案に賛同する内容であったため、IPSASB は CP の提案内容に基づいて、2019 年 12 月会議から公開草案の開発に着手した。測定を扱う公開草案は ED 第 76 号「概念フレームワークの改訂：第 7 章 財務諸表における資産及び負債の測定」<sup>2</sup>（以下「ED 第 76 号」という。）と ED 第 77 号「測

<sup>1</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「測定」の解説](#)

<sup>2</sup> [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 76 号「概念フレームワークの改訂：第 7 章 財務諸表における資産及び負債の測定」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

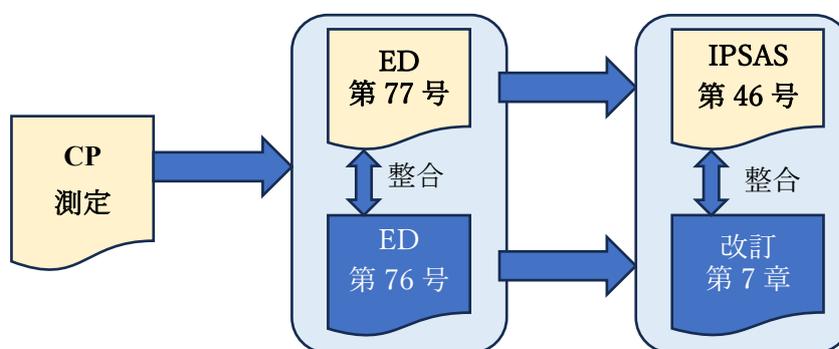
定」<sup>3</sup>（以下「ED 第 77 号」という。）の二つである。ED 第 76 号は概念フレームワークの第 7 章を改訂する内容で、主に測定モデルと測定基礎の概念を扱っており、ED 第 77 号は IPSAS の基準書で広く使用される 4 種類の測定基礎について各基準書に共通する規定（主に適用指針）を提案する内容であった。

ED 第 76 号及び ED 第 77 号は 2020 年 12 月会議で暫定承認<sup>4</sup> され、2021 年 2 月会議で残った論点を検討した後、2021 年 4 月に同時に公表された。

ED 第 76 号及び ED 第 77 号と同時に公表された公開草案第 78 号「有形固定資産」及び公開草案第 79 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の二つの公開草案にも、ED 第 77 号が提案する測定基礎が反映された。

### (3) IPSAS 第 46 号の開発

2021 年 12 月会議で ED 第 77 号に寄せられたコメントレターの簡単な分析結果の説明を受け、新 IPSAS の開発に向けた検討を 2022 年 3 月会議から開始した。ED 第 77 号の提案には全般的に賛成のコメントレターが多かったので、ED 第 77 号に基づいて最終文書となる IPSAS 第 46 号が開発された。とりわけ、新しい測定基礎である現在操業価値（Current Operational<sup>5</sup> Value, “COV”）について、多くの会議時間を費やして検討が行われた。2023 年 3 月会議で IPSAS 第 46 号は承認され、同年 5 月に「概念フレームワークの改訂 第 7 章「財務諸表における資産及び負債の測定」」<sup>6</sup>（以下「改訂第 7 章」という。）とともに公表された。



<sup>3</sup> [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 77 号「測定」の解説](#)

<sup>4</sup> プロジェクト開始から 2020 年 12 月会議時点までの多数の決定事項を暫定承認によって確定し、新メンバーが加わる 2021 年 2 月会議では未決定事項のみを議論することを意図していた。

<sup>5</sup> 当専門委員会では、Operational の訳語として、Operation の名詞としての用法から、「事業」「運用」「業務」という訳語候補も検討したものの、Operational Capacity に「操業度」という訳語があてられていることを踏まえ、Operational を「操業」と訳出した。

<sup>6</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）概念フレームワークの 2023 年改訂の解説](#)

## 2. IPSAS 第 46 号の全体構成

IPSAS 第 46 号は以下の構成となっている。

強制規定	本文	目的、範囲、定義	1-6 項
		測定（当初測定）	7-16 項
		測定（事後測定）	事後測定 17 項 測定モデル 18 項 測定基礎 19-35 項 測定技法 36-45 項 減価償却、減損等 46-48 項 取引コスト 49-53 項
		開示	54-55 項
		発効日及び経過措置	56-58 項
		付録 A	歴史的原価
	付録 B	現在操業価値	本文 23-25 項に対応
	付録 C	履行原価	本文 26-28 項に対応
	付録 D	公正価値	本文 29-31 項に対応
	付録 E	他の IPSAS の修正	
非強制規定	結論の根拠		
	適用ガイダンス		
	設例		
	IFRS 第 13 号との比較、GFS との比較		

本文は、主な用語を定義し、測定基礎と測定技法について一般的な原則を示す。

付録 A から付録 D は、他の IPSAS における適用指針（Application Guidance : AG セクション）に相当する。測定基礎に係る原則を本文よりも詳細に説明するとともに、特定の測定基礎に基づいて測定する資産・負債の価値を見積もる際に、どのように測定技法を適用するかを概説する。

全体構成に関する ED 第 77 号からの主な変更点は、本文に「開示」セクションが追加されたこと、測定基礎のうち履行原価と公正価値のサブセクションの順番を入れ替え、合わせて付録 C と付録 D の順番も入れ替えたこと、設例を追加したことである。

## 3. IPSAS 第 46 号の目的と範囲

### (1) 目的（第 1 項、BC12 項-BC15 項）

ED 第 77 号の目的は、資産・負債のサービスの原価、操業能力、財務能力を適正に反映するために役立つ測定基礎を定義することである。どの測定基礎を各 IPSAS で使用する

べきかについては規定せず、測定基礎の定義、各測定基礎を適用できる場合と一般的な導出方法を規定している。

なお、概念フレームワークの改訂第7章は、測定目的を次のように定めている。

測定目的とは、主体が責任を負い、意思決定を行う上で有用な方法で、主体のサービスの原価、操業能力、財務能力を最も忠実に反映する測定基礎を選択することをいう。

## (2) 範囲（第2項-第5項、BC16項）

発生主義で財務諸表を作成・表示する主体は、資産・負債の測定に IPSAS 第 46 号を適用しなければならない。個々の IPSAS が、IPSAS 第 46 号が定義する測定基礎 4 種のいずれかの適用を認めている場合や、IPSAS 第 46 号の測定基礎に修正を加えた測定値（例えば、処分コスト控除後の公正価値）を認めている場合にも IPSAS 第 46 号を適用する。

### IPSAS 第 46 号の範囲外とされた取引等

- IPSAS 第 43 号「リース」に準拠するリース取引
- IPSAS 第 32 号「サービス委譲の取決め：委譲者」に準拠する取引
- IPSAS 第 46 号の測定基礎と部分的に類似するが、異なるもの
  - （例）IPSAS 第 12 号「棚卸資産」の正味実現可能価額
  - IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の使用価値
  - IPSAS 第 26 号「資金生成資産の減損」の使用価値
- 売却目的で保有する資産（BC16 項）

#### 4. 用語定義（第6項）

IPSAS 第46号の用語定義は、IFRS 第13号「公正価値測定」の用語定義と同じものが多いが、IPSAS 第46号に固有の定義を六つ定めている（下表を参照）。

##### IPSAS 第46号固有の用語定義

用語	定義	留意点
履行原価 Cost of fulfillment	負債によって表される義務の履行において主体が負担する原価(最もコストがかからない方法で義務を履行すると仮定)。	改訂第7章第7.68項の定義から「測定日時点」を削除している。
現在操業価値 Current operational value	測定日における資産の残存サービス提供能力に対して主体が支払うであろう金額。	改訂第7章第7.37項の定義と同じ。
みなし原価 Deemed cost	測定日における取引価格の代用となる金額。	
歴史的原価 Historical cost	資産が取得、建設若しくは開発された時点、又は負債が発生した時点における、資産を取得、建設若しくは開発するために付与される対価に取引コストを加算したもの、又は負債を引き受けるために受け取った対価から取引コストを減算したもの。	改訂第7章では歴史的な原価を資産と負債の場合で分けて定義している。
取引コスト Transaction costs	資産の取得、建設、開発若しくは処分、又は負債の負担に直接起因する増分コストであり、主体が当該資産を取得、建設、開発若しくは処分、又は負債を負担していなければ発生しなかったコスト。	IFRS 第13号の取引コストの定義とは異なる。
取引価格 Transaction price	資産を取得、建設若しくは開発するために支払った、又は負債を引き受けるために受け取った対価。	

用語定義に関する ED 第77号からの主な変更点は、以下のとおり。

- 定義文の変更（現在操業価値、歴史的な原価、取引コスト）
- みなし原価の定義の追加

## IFRS 第 13 号と実質的に同じ用語

活発な市場	Active market
コスト・アプローチ	Cost approach
入口価格	Entry price
出口価格	Exit price
期待キャッシュ・フロー	Expected cash flow
公正価値	Fair value
最有効使用	Highest and best use
インカム・アプローチ	Income approach
インプット	Inputs
レベル 1 のインプット	Level 1 inputs
レベル 2 のインプット	Level 2 inputs
レベル 3 のインプット	Level 3 inputs
マーケット・アプローチ	Market approach
市場参加者	Market participants
市場の裏付けのあるインプット	Market-corroborated inputs
最も有利な市場	Most advantageous market
不履行リスク	Non-performance risk
観察可能なインプット	Observable inputs
秩序ある取引	Orderly transaction
主要な市場	Principle market
リスク・プレミアム	Risk premium
輸送コスト	Transport costs
会計処理単位	Unit of account
観察可能でないインプット	Unobservable inputs

## 5. 当初測定（第 7 項-第 16 項、BC17 項-BC24 項）

### (1) 当初測定の原則（第 7 項）

原則	項目が認識規準を満たした日付で、取引価格に取引コストを加算（資産の場合）又は減算（負債の場合）して測定する。
例外①	取引価格に取引コストを加減したものが、主体に責任を持たせ、かつ意思決定目的にとって有用な方法で、主体に関する適切な情報を忠実に表現しない場合は、みなし原価で測定する。
例外②	他の IPSAS が特定の測定基礎を要求又は許容している場合は、その方法を適用する。

事後測定において歴史的な原価モデルと現在価値モデルのどちらを適用するかにかかわ

らず、当初測定は原則として取引価格に取引コストを加減して行う。ただし例外として上表の①②がある。

ED 第 77 号では、取引コストを取得価格に加減することは定められていなかった。また、当初測定には事後測定フレームワーク（ED 第 77 号では測定ヒエラルキーと呼んでいた）は適用しないことを提案していたが、IPSAS 第 46 号では、上表①のみなし原価を通じて、事後測定フレームワークで識別した測定基礎を当初測定にも適用できると結論付けている（BC17 項）。

## (2) 秩序ある市場（第 8 項-第 13 項）

秩序ある市場で資産を取得、建設、開発、又は負債を引き受け	「取引価格」に取引コストを加算又は減算したものは、現在の市場条件で測定日に市場参加者間で交渉された、資産又は負債の当初の価値を反映する。「取引価格」は、取引発生日時点の目的適な情報を表すと推定される。
秩序ある市場での取引ではない資産の取得、建設、開発、又は負債の引き受け	<p>次のいずれかに該当する場合、現在価値の測定基礎を使って当初測定の「みなし原価」を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 取引価格が観察不能</li> <li>• 取引価格が資産・負債の目的適合性のある情報を忠実に表さない（取引価格にコンセンソナリー要素が含まれる、無償での移転・寄付等）</li> <li>• 取引価格がゼロ</li> </ul> <p>「みなし原価」と実際の対価との差額は、特に定めがない限り、収益又は費用として認識する。</p> <p>すべての関連する取引要素と事象を検討し、他に資産、負債、所有者からの拠出、所有者への分配を認識する必要がないかを判断する。</p>

## (3) 取引コスト（第 14 項）

資産の取得・建設・開発、又は負債の引き受けに伴う取引コスト	当初測定上、反映する。
資産の売却・処分、又は負債の決済・移転に伴う取引コスト	当初測定上、無視する。 (将来コストのため)

## (4) 段階的な取得（第 15 項）

段階的に資産を取得する場合や、主体独自の用途に適するように資産に追加支出を行う場合がある。資産を使用可能な状態にするために発生した支出は、資産の当初測定の一部として対価に含める。

## (5) 後払い (第 16 項)

取引から決済期限までが長期にわたる等、貨幣の時間的価値に重要性がある場合、将来キャッシュ・フローを割り引いた金額が資産・負債の当初認識時点における資産の受取額又は負債の支払額を表す。

## 6. 事後測定：測定モデルと測定基礎 (第 17 項-第 20 項)

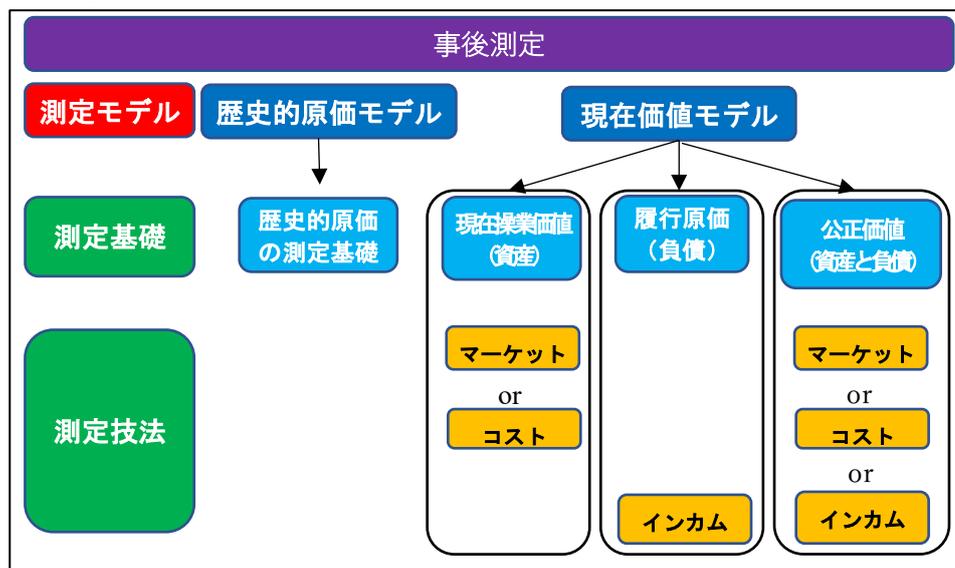
### (1) 事後測定フレームワーク

概念フレームワークの改訂第 7 章は、事後測定について、測定モデル、測定基礎、測定技法の 3 階層からなる事後測定フレームワークを新たに定めている。(ED 第 77 号では測定ヒエラルキーと呼んでいた。)

各階層の定義

測定モデル	財務諸表に含める資産及び負債を測定する広範なアプローチ
測定基礎	選択した測定モデルの下で資産及び負債を測定する具体的なアプローチ
測定技法	選択した測定基礎の下で資産又は負債の測定額を見積もる技法

### 事後測定フレームワークのイメージ図



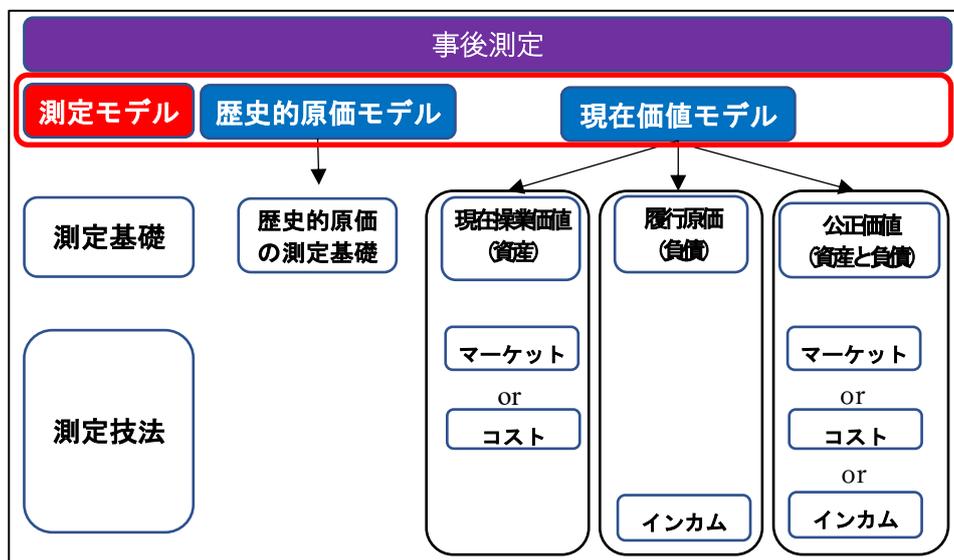
### (2) 測定モデル (第 17 項-第 18 項)

当初認識後は、各 IPSAS に定めがない限り、資産又は負債を歴史的な原価で測定するのか又は現在の価値で測定するのかの選択は、主体による「会計方針の選択」であり、測定モデルの選択でもある。

測定モデルには「歴史的な原価モデル」と「現在の価値モデル」の 2 種類がある。測定モデルの選択に際し、主体は、資産・負債項目の特性、測定目的及び貨幣的情報を考慮しな

ればならない。

### 事後測定フレームワーク：測定モデルの選択



国際会計基準審議会（IASB）の概念フレームワークの BC6.12 項では、測定基礎を「歴史的な原価の測定基礎」と「現在の価値による測定基礎」の二つに区分して説明している。この区分を参考として、IPSASB 概念フレームワークの改訂第 7 章では「測定モデル」を事後測定フレームワークの最上位の概念として定めている。IPSAS 第 46 号の「測定モデル」の説明は、改訂第 7 章で定めた概念に基づいている。

### (3) 測定基礎の概要（第 19 項-第 20 項）

測定基礎は、概念フレームワークが定める質的特性を満たす情報を提供し、選択した測定基礎によって、一般目的財務報告書における情報の制約条件の充足が保証される。資産又は負債に測定基礎を適用することによって、資産、負債、収益、費用の測定値が作られる。測定基礎の選択は、適用する測定モデルに依拠し、例えば歴史的な原価モデルを適用する場合には測定基礎は「歴史的な原価の測定基礎」の一択になる。詳細は下図を参照されたい。

個別の IPSAS が 4 種類の測定基礎（歴史的な原価、現在操業価値、履行原価、公正価値）のいずれかを使って測定のガイダンスを定めている場合、主体は IPSAS 第 46 号の各測定基礎に関連する本文と付録に従って、当該測定基礎を適用しなければならない。

### 四つの測定基礎の比較表

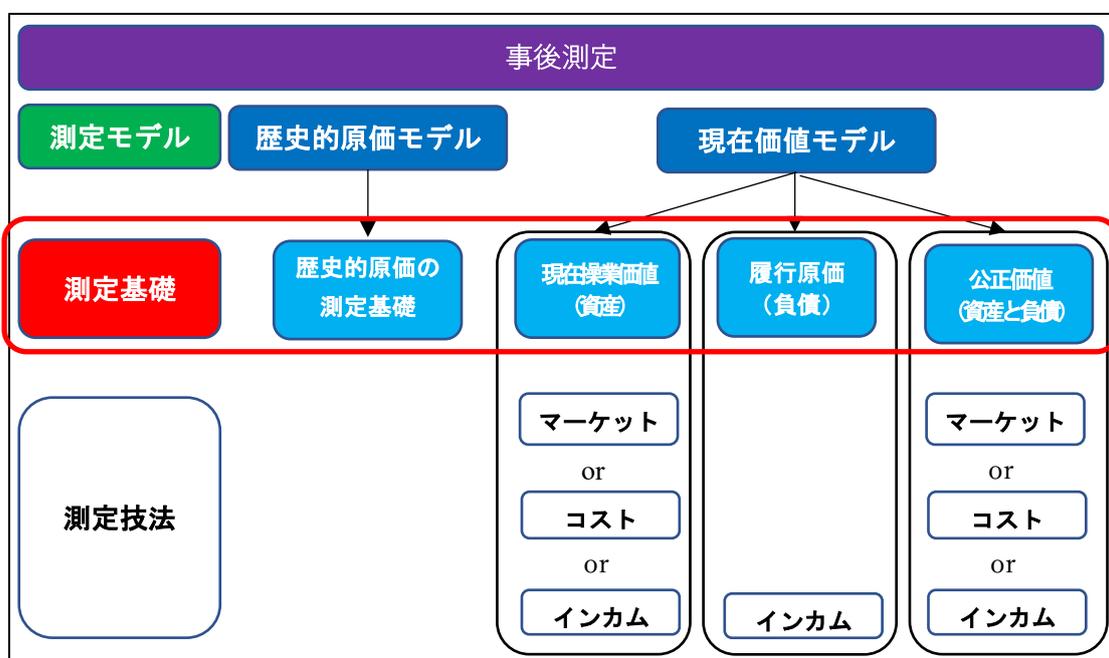
	歴史的な原価	現在操業価値	履行原価	公正価値
適用対象	資産・負債	資産	負債	資産・負債
入口 or 出口	入口価格	入口価格	出口価格	出口価格

主体固有か	はい	はい	はい	いいえ
資産の用途	—	現在の用途	—	最有効使用

### IPSAS 第 46 号における測定基礎の掲載箇所

測定モデル	測定基礎	本文	付録	結論の根拠
歴史的原価	歴史的原価	21-22 項	付録 A	BC34-BC36
現在価値	現在操業価値	23-25 項	付録 B	BC37-BC63
	履行原価	26-28 項	付録 C	BC64-BC66
	公正価値	29-31 項	付録 D	BC67-BC76

### 事後測定フレームワーク：測定基礎の選択



## 7. 測定基礎：歴史的原価（第 21 項-第 22 項、付録 A）

### 用語定義（第 6 項）

歴史的原価とは、資産が取得、建設若しくは開発された時点、又は負債が発生した時点における、資産を取得、建設若しくは開発するために付与される対価に取引コストを加算したもの、又は負債を引き受けるために受け取った対価から取引コストを減算したものをいう。

適用対象	資産・負債
入口価格か出口価格か？	入口価格
主体固有か主体固有ではないか？	主体固有

歴史的原価は、資産・負債の取引の価格又は事象から得られる情報を使用して、資産・負債、関連する収益・費用の貨幣的情報を提供する。

歴史的原価では、当初測定の後には、現在の状況、資産価値の増加、又は負債価値の減少を反映するために、資産・負債の価値の再測定は行わない。ただし減損を適用する場合は除く。また、減価償却・償却、債権の回収、負債の履行、金融要素を反映するための利息発生等による調整は取り込む。金融資産又は金融負債の償却原価は歴史的原価の一つである。

ED 第 77 号の定義案からの変更は、取引コストの加減算を記載したことである。

## 8. 測定基礎：現在操業価値（第 23 項-第 25 項、付録 B）

### (1) 用語定義

現在操業価値とは、測定日における資産の残存サービス提供能力に対して主体が支払うであろう金額をいう。

適用対象	資産
入口価格か出口価格か？	入口価格
主体固有か主体固有ではないか？	主体固有

現在操業価値は、測定日時点の状況を反映し更新した情報を用いて、資産・負債、及びその償却・減価償却に関する貨幣的情報を提供する。そのため、過去の測定日以降における資産価値の変動が反映される。また、公正価値や履行原価と同様に、資産を生じた取引・事象には依拠しない。

## (2) 公正価値との比較

### 現在操業価値と公正価値の比較

現在操業価値	公正価値
入口価格	出口価格
資産取得時の取引コストを含む	取引コストは含まない
資産の現在の用途に基づく (病院建物は病院としての価値)	資産の最有効使用に基づく (病院ではなく商業ビルとしての価値)
主体固有の価値であり、主体の経済状況を反映する (安価に大量購入する主体の資産の現在操業価値は低くなる)	主体固有ではない。仮定の市場を反映する

## (3) 現在操業価値の測定に当たり決定すべき事項

### ① 主体が支払うであろう金額 (B9 項、B37 項)

現在操業価値測定では、測定日における資産の残存サービス提供能力に対して主体が支払うであろう金額が、「最もコストのかからない」当該資産の金額であると仮定する。最もコストがかからない金額を識別するために、合理的に入手すべきと考えられる情報はすべて検討する必要がある。

現在操業価値は、活発な市場における観察可能な価格によって直接的に決定される場合と、間接的に決定される場合がある。間接的に決定される場合の例として、主体が保有している資産 A の類似資産 B について価格が入手可能な場合、資産 A の現在操業価値は、資産 A の現在の使用状況に基づき類似資産 B の現在の価格を調整して見積もることが考えられる。

### ② 資産の残存サービス提供能力 (B16 項)

資産の残存サービス提供能力は、その資産の経過年数、機能、状態を考慮して判断する。

### ③ 資産 (会計処理単位、B18 項)

以下の3項目は、資産の現在操業価値の測定に影響を与える。

既存の資産	主体は同一又は類似の資産を使用して、財・サービスの提供を継続すると仮定する。
資産の現在の用途	資産の現在の用途とは、資産又は資産のグループが使用される方法をいい、通常、当該資産を操業している主体の政策目標を反映する。
資産の現在の所在地	主体が、資産の現在の所在地又は使用場所と同じ場所から、財及び (又は) サービスの提供を継続すると仮定する。

#### (4) 測定技法 (B28 項)

現在操業価値の測定技法として、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチの2種類が認められる。ただし、同一の資産（又は比較可能な資産）を扱う市場が存在しない場合には、コスト・アプローチの一択となる。

##### 測定技法別の留意点

マーケット・アプローチ (B32 項)	<ul style="list-style-type: none"><li>同一資産又は比較可能な資産を扱う活発な市場が存在することが必要。</li><li>測定日時点で、主体の主要な市場で行われる秩序ある取引による資産の価格を使用する。</li></ul>
コスト・アプローチ (B35 項～B38 項)	<ul style="list-style-type: none"><li>同一資産や比較可能な資産を扱う活発な市場が存在しない場合に使用する。</li><li>同一又は類似の資産を開発・生産するコストを使用する。</li><li>上記のコスト情報を入手できないか、同一資産を再調達できない場合は、「現在の同等資産」のコストを計算して見積もる。</li></ul>

#### (5) 他の IPSAS との関係

現在操業価値の測定基礎は、有形固定資産の価値の見積りとして利用できる。IPSAS 第 45 号「有形固定資産」では、適用を認める測定基礎として従来の歴史的原価と公正価値に、現在操業価値を追加している。

ただし、他の IPSAS については各基準書の今後の改訂時に現在操業価値の反映を検討する。よって、IPSAS 第 46 号の付録 E「他の IPSAS の修正」では、上記の有形固定資産を除き、個別の基準書に現在操業価値を追加する修正は行っていない。(本稿 16.を参照)

#### (6) ED 第 77 号からの主な変更点

現在操業価値に関するガイダンスは、用語定義と測定技法について大きく変更されている。

##### ED 第 77 号と IPSAS 第 46 号の対比表

	ED 第 77 号	IPSAS 第 46 号
定義	測定日時点で主体のサービス提供目的を達成するために使用される資産の価値をいう。	測定日における資産の残存サービス提供能力に対して主体が支払うであろう金額をいう。
測定技法	マーケット・アプローチ コスト・アプローチ	マーケット・アプローチ コスト・アプローチ

	インカム・アプローチ	
--	------------	--

現在操業価値の用語定義は、ED 第 77 号に寄せられたコメントレターを基に、入口価格、最もコストがかからない方法、現在の市場の状況などの、資産に関する検討内容を考慮して修正された。

ED 第 77 号では測定技法としてのインカム・アプローチを認めていたが、IPSAS 第 46 号では削除された。操業能力のために保有する資産から生じる収益に基づく測定は、公的部門の主体にはなじまないという意見が多かったためである。また、IFRS におけるインカム（収益）と IPSAS におけるレベニュー（収益）は意味が異なることも指摘された。

### (7) 使用価値及び再調達原価との相違点

現行の概念フレームワークにおいて資産の測定基礎とされている使用価値及び再調達原価と、現在操業価値の相違点について触れる。

IPSAS 第 46 号では財務目的で保有する資産には公正価値を適用し、操業目的で保有する資産には現在操業価値の測定基礎を適用する。原則として、資産の現在価値モデルには公正価値又は現在操業価値の測定基礎のどちらかを使用することとなる。この検討の結果、使用価値及び再調達原価は、IPSAS 第 46 号の IPSAS 全般で使用する 4 種類の測定基礎からは除かれた。

なお、使用価値は減損基準特有の測定基礎として、減損基準（IPSAS 第 21 号及び第 26 号）において定義・使用することとされた。再調達原価はコスト・アプローチの測定技法の一つとして整理され、公正価値及び現在操業価値の測定基礎の下で測定に使用することが認められる。

## 9. 測定基礎：履行原価（第 26 項-第 28 項、付録 C）

### (1) 用語定義

履行原価とは、負債によって表される義務の履行において主体が負担する原価（最もコストがかからない方法で義務を履行すると仮定）をいう。

適用対象	負債
入口価格か出口価格か？	出口価格
主体固有か主体固有ではないか？	主体固有

履行原価は、主体が負債を履行するにつれて移転する義務を負う、現金又は他の経済的資源の現在価値である。現金又は経済的資源には、移転する負債そのものの金額だけでなく、他の主体に負債を移転して履行させるために主体が負担すると予想する金額も含む（26 項）。現在価値は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定するが、1 年以内の短期

負債の場合には割り引く必要はない（C15 項）。また、義務の不履行の可能性は、履行義務においては考慮しない（C19 項）。

## (2) 最もコストがかからない方法とは

履行原価は、主体が最もコストがかからない方法で義務を履行すると仮定する。そのため、例えば、仮設の道路が不要になったので、主体が土地を原状回復する義務を負う場合に、土地を改良して価値を現状よりも増やすことを主体が計画したとしても、そのためのコストは、土地を原状回復するための「最もコストがかからない方法」を超えるため、義務の履行原価にはあたらない。履行原価を超える部分には、IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用する（C3 項）。

最もコストがかからない方法で義務を履行する方法については、網羅的に調べる必要はないが、合理的に入手可能な情報は検討しなければならない。反証がない限りは、主体が現在使用している方法が最もコストがかからない方法であると推定される（C5 項）。

主体自身が履行する場合の履行原価には、外部委託する場合に想定される利益相当額は含まない（C7 項）。

汚染除去の負債を履行するために自らの従業員を従事させることを決定した場合、第三者と汚染除去の契約を締結する能力の有無にかかわらず、主体にとって自らの従業員を利用する方法が最もコストがかからない方法であると推定される（C5 項）。

## (3) 測定技法（C20 項）

履行原価は活発な市場で直接的に観察することはできず、インカム・アプローチの測定技法を用いて算定される（C20 項）。履行原価には市場参加者が用いる仮定ではなく主体固有の仮定を反映するが、実務上は市場参加者が用いる仮定と主体自身が用いる仮定の間にはほとんど相違がない場合がある。履行原価による測定に使用されるインカム・アプローチは、市場参加者が使用する仮定ではなく、主体に固有の仮定が反映される（C21 項）。主体によって、義務を履行するための最もコストがかからない方法は異なるからである。

### インカム・アプローチの留意点

インカム・ アプローチ	以下の事項を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 将来キャッシュ・フローの見積額</li><li>• キャッシュ・フロー固有の不確実性による、測定対象の負債の将来キャッシュ・フローの見積額又はタイミングの変動性</li><li>• 貨幣の時間的価値</li></ul>
----------------	---

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>• 負債の価値に影響を及ぼすその他の要因</li></ul> |
|--|--|

履行原価を算定するために使用する資源の流出の見積りでは、負債の履行に直接関係する全ての資源の流入及び流出を考慮することから、当該見積りは、以下を満たす必要がある。

- (a) 将来の資源の流出を時間価値に応じて調整する割引率の推定と、将来の資源の流出の金額やタイミングに関する不確実性の影響を調整するリスク調整とが明確に区別されている。
- (b) 市場変動の予想が、実際に観察可能な市場価格と矛盾しない。
- (c) 負債の履行で生じる資源の流入及び流出の全てについて、金額、時期、不確実性に関する情報を偏りなく取り込んでいる。
- (d) 測定日時点で入手可能な情報をすべて反映している。

#### **(4) ED 第 77 号からの主な変更点**

IPSAS 第 46 号では、本文と付録における履行原価と公正価値の記載順序が入れ替わり、履行原価を先に記載している。それ以外は、履行原価についてはほぼ ED 第 77 号と同様のガイダンスとなっている。

## 10. 測定基礎：公正価値（第 29 項-第 31 項、付録 D）

### (1) 用語定義

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう。

適用対象	資産・負債
入口価格か出口価格か？	出口価格
主体固有か主体固有ではないか？	主体固有ではない

IPSAS 第 46 号における公正価値の定義は、IFRS 第 13 号と同じである。改訂第 7 章でも説明しているように、財務目的で保有する資産には公正価値、操業目的で保有する資産には現在操業価値の測定基礎を適用する。

公正価値は、測定日時点の状況を反映し更新した情報を用いて、資産・負債、関連する収益・費用の貨幣的情報を提供する出口ベースの市場に基づいた測定値である。

公正価値には過去の測定日以降の資産・負債価値の変動が反映されており、公正価値は資産・負債を最初に生じさせた取引・事象に基づくものではない。

公正価値は、市場参加者の観点を反映しており、市場参加者が自己の経済的利益を最大化するために、資産又は負債の価格設定を行う場合に用いる仮定と同じ仮定を用いて測定する。

公正価値は、活発な市場で観察可能な価格によって直接決定することができる場合と間接的に決定できる場合とがある。

### (2) IFRS 第 13 号「公正価値測定」との関係

IPSAS 第 46 号の付録 D は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に基づいて作成されており、IFRS 第 13 号の本文・適用指針と同じ文章が多い。下はその対応表である。

IFRS 第 13 号の規定のうち、一般的な規定は IPSAS 第 46 号に取り込んでおり、その他の個別の IPSAS に関する規定は、付録 E「他の IPSAS の修正」において当該個別の IPSAS に含める修正を行っている。

#### IPSAS 第 46 号と IFRS 第 13 号の対比表

表題	IPSAS 第 46 号	対応する IFRS 第 13 号
測定	D 1 項	—
取引	D 2 項-D8 項	第 15 項-第 21 項
市場参加者	D 9 項-D10 項	第 22 項-第 23 項
価格	D11 項-D13 項	第 24 項-第 26 項

表題	IPSAS 第 46 号	対応する IFRS 第 13 号
非金融資産への適用 非金融資産の最有効使用	D14 項-D17 項	第 27 項-第 30 項
非金融資産についての評価前提	D18 項-D20 項	第 31 項-第 32 項、B3 項
当初認識時における公正価値	D21 項-D25 項	第 57 項-第 60 項、B4 項
測定技法	D26 項	—
	D27 項-D30 項	第 61 項-第 64 項
マーケット・アプローチ	D31 項-D32 項	B6 項-B7 項
コスト・アプローチ	D33 項-D34 項	B8 項-B9 項
インカム・アプローチ	D35 項-D54 項	B11 項-B30 項
測定技法へのインプット 一般原則	D55 項-D57 項	第 67 項、B34 項、 第 68 項、第 69 項
公正価値ヒエラルキー	D58 項-D61 項	第 72 項-第 75 項
レベル 1 のインプット	D62 項-D66 項	第 76 項-第 80 項
レベル 2 のインプット	D67 項-D72 項	第 81 項-第 85 項、B35 項
レベル 3 のインプット	D73 項-D75 項	第 86 項-第 88 項
資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値の測定	D76 項-D81 項	B37 項-B42 項
秩序ある取引ではない取引の識別	D82 項-D83 項	B43 項-B44 項
第三者が提供する相場価格	D84 項-D89 項	B45 項-B47 項、 第 89 項-第 90 項、B36 項

下表の各項は、IPSAS 第 46 号掲載に当たり公的部門特有の事例の追加等、修正が加えられている。

D17 項	他企業による使用を防ぐために取得した無形資産の例を、市民に接種するワクチンを製造するために取得した特許権の例に変更。
D25 項	取引価格が資産・負債の当初認識時の公正価値を表さない場合の例として、特定の社会政策目的で行った取引について(e)を追加。例えば、無償又は名目的な料金による、コンセSSIONナリー・ローンや金融保証の発行。
D29 項	IFRS 第 13 号第 63 項の前半パラグラフが削除されている。単一の評価技法が適切になる場合と複数の評価技法が適切になる場合があることの説明部分。

D59 項	売却コスト控除の公正価値を、処分コスト控除後の公正価値に変更。
D72 項	IFRS 第 13 号 B35 項に示されたレベル 2 のインプット例のうち、(a) ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) スワップ・レートに基づく固定受・変動払の金利スワップ、(b) 外貨建てのイールド・カーブに基づく固定受・変動払の金利スワップ、(c) 特定の銀行のプライム・レートに基づく固定受・変動払の金利スワップ、(d) 3 年物の上場株式オプションの四つは、D72 項では挙げていない。
D89 項	IFRS 第 13 号 B36 項に示されたレベル 3 のインプット例のうち、(e) の資金生成単位のパラグラフにおいて財務予測の例として挙げている純損益の予想は D89 項では挙げていない。

IPSAS 第 46 号の公正価値の定義は、下記の三つの IPSAS には適用しない。各 IPSAS で定める公正価値の定義等に従うことになる。(BC75 項)

- IPSAS 第 43 号「リース」
- IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」
- IPSAS 第 32 号「サービス委譲の取決め：委譲者」

公正価値の測定基礎は、ほぼ IFRS 第 13 号の考え方と同じであるため、本稿では詳細な解説は控える。IFRS 第 13 号の解説記事 [会計・監査ジャーナル 2011 年 7 月号「公正価値測定に関する新会計基準」\(川西 安喜氏\)](#) も参照されたい。

## 11. 資産及び負債の特性 (第 32 項-第 35 項)

測定基礎は個々の資産・負債に適用されるので、測定基礎を適用する際には、測定日時点の個々の資産・負債の特性を考慮する必要がある。例えば、公正価値の測定基礎を適用する場合には、市場参加者が当該資産・負債の価格を決定する際に考慮している特性を主体も考慮する必要がある。特性の例としては、①資産の状況、用途、所在地、②資産の売却又は使用に対する制限がある。

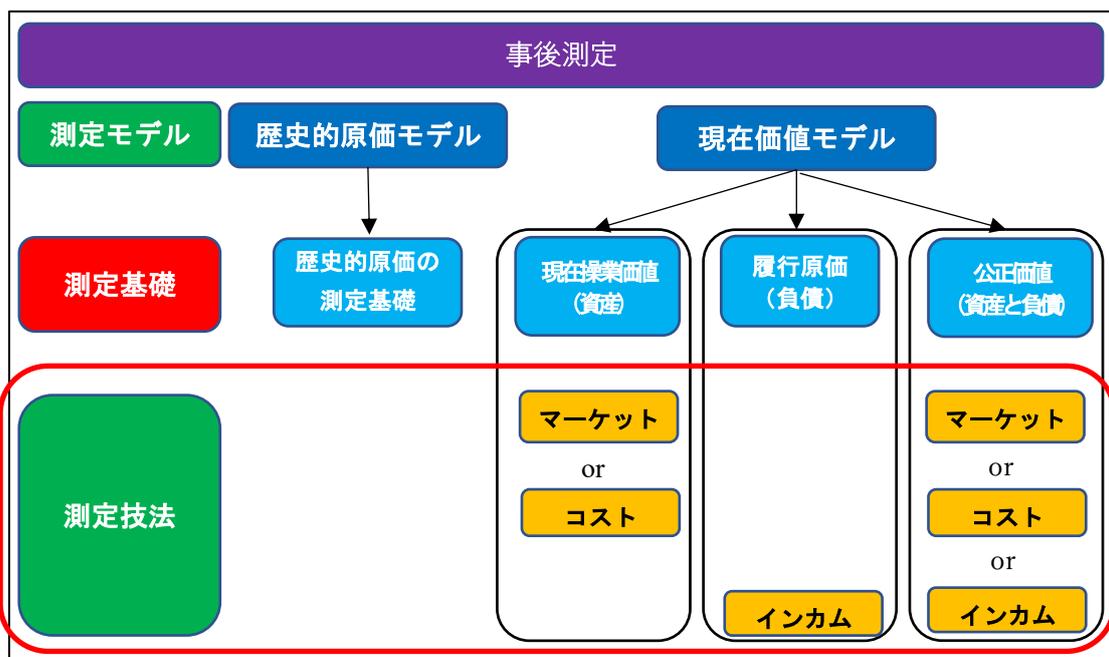
資産・負債の特性が測定に及ぼす影響は、主体固有の測定であれば主体がどのようにその特性を考慮するかによって異なり、市場ベースの測定であれば市場参加者がどのように考慮するかによって異なる。

資産・負債を、単一資産、単一負債、資産グループ、負債グループ、資産と負債のグループ、いずれの組み合わせで認識又は開示するのかは、資産・負債の会計処理単位によって決まる。会計処理単位の決定は、IPSAS 第 46 号に特別の定めがない限り、IPSAS 第 46 号で規定する測定基礎について、一つ又は複数適用することを要求又は認めている個別の IPSAS の定めに従って決定することとなる。

## 12. 測定技法（第 36 項-第 45 項）

主体は、測定基礎を見積もるため又はみなし原価を算定するために、置かれた状況において最も適切かつ、十分なデータが入手可能な測定技法を用いなければならない（第 36 項）。

測定ヒエラルキーのイメージ図：測定技法の選択



広く用いられている測定技法は、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ、インカム・アプローチの三つである。資産・負債を測定するためには、選択した測定基礎の下で、これら三つの測定技法を用いて測定を行う必要がある（第 38 項）。一つの測定技法が適切な場合（同一の資産・負債の市場価格の引用など）と、複数の測定技法を組み合わせることが適切な場合（資金生成単位の評価を行う場合など）とがある。複数の測定技法を使用する場合は、得られた測定値の幅が合理的なのかを考慮しなければならない。

測定技法は継続して使用しなければならない。しかし、測定技法を変更することで状況がより正しく表される場合には、（例えば、ウェイト付けの変更や、調整事項の変更など）測定技法を変更することが適切である。変更が適切な場合の例として、新市場の開発、新しい情報の入手などの場合が挙げられている。

測定技法の変更やその結果は、IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、会計上の見積りの変更として取り扱う。ただし、IPSAS 第 3 号で見積りの変更に求められる開示規定は、測定技法の変更については開示不要である。

### 三つの測定技法

アプローチ	説明
マーケット・アプローチ	マーケット・アプローチは、同一又は比較可能な資産、負債、資産及び負債のグループを含む、市場取引から生成される価格及びその他の関連情報を用いる。
コスト・アプローチ	<p>コスト・アプローチは、同じ用途を持つ代替資産（陳腐化を考慮後）の取得、建設、開発によって、資産から提供されるサービスを再調達するために、現在必要になる金額を反映する。陳腐化には物理的な劣化、機能的な陳腐化、経済的な陳腐化があり、財務報告上の減価償却よりも幅広い。</p> <p>比較可能な用途の代替資産のコストは、現在の同等資産のコストとして算定する。現在の同等資産とは、最新の入手可能な技術を用いて現存資産と同等のサービスを提供する概念上の資産である。</p>
インカム・アプローチ	インカム・アプローチは、将来の金額（収益及び費用又はキャッシュ・フローなど）を単一の現在の金額（割引価値）に変換する。インカム・アプローチを用いる場合、測定基礎の見積りには、将来の金額について現在想定される内容を反映する。

### 13. 調整項目：減価償却、減損その他（第46項-第48項）

減価償却及び減損は、歴史的な原価モデルと現在価値モデルの両方の測定基礎に適用可能である。減価償却及び減損は、どちらもそれ自体は測定基礎や測定技法ではなく、資産の消費、又は将来の顕在的便益若しくはサービス提供能力の損失を反映する技法である。

資産の調整項目としては以下が挙げられる。

- 資産を構成する資源の一部又は全部の消費（減価償却又は償却）
- 資産の一部又は全部を消滅させる支払いの受取り
- 資産の一部又は全部が回収できなくなる原因となる事象（減損）の影響
- 資産の金融要素を反映するための利息の発生

負債の調整項目としては以下が挙げられる。

- 負債の一部又は全部の履行
- 負債がより不利になることによる義務の増大
- 負債の金融要素を反映するための利息の発生

## 14. 事後測定における取引コスト（第 49 項-第 53 項）

取引コストとは、資産又は負債の取得、発行又は処分に直接起因する増分コストで、主体が当該資産又は負債を取得、発行又は処分しなかった場合には発生しなかったものをいう。増分コストは、その取引と不可分のコストである。

入口ベースの測定基礎と、出口ベースの測定基礎のどちらを用いて資産・負債を測定するかによって、資産・負債の測定にどの取引コストを含めるかが変わってくる。

## 15. 我が国の政府会計

### (1) 省庁別財務書類

省庁別財務書類の作成基準には、IPSAS 第 46 号に相当する文書は存在しない。

### (2) 統一的な基準による地方公会計

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」には、IPSAS 第 46 号に相当する文書は存在しない。

## 16. 測定プロジェクトの適用フェーズについて（2024 年 3 月会議時点）

IPSAS 第 46 号は、公的部門の主体が操業能力のために保有する資産のための新しい測定基礎として、現在操業価値（COV）を導入した。IPSAS 第 46 号と同じ 2023 年 5 月に公表された IPSAS 第 45 号「有形固定資産」には現在操業価値の概念が反映されているが、その他の各 IPSAS に現在操業価値を適用するか否かは IPSAS 第 46 号の開発時点では検討していない。IPSAS 第 46 号には付録 E「他の IPSAS の修正」が含まれているが、これは他の IPSAS に現在操業価値を導入する内容ではなく、それ以外の個所についての整合性を図るための修正となっている。

IPSASB は、各 IPSAS に現在操業価値を適用するために、測定プロジェクトの適用フェーズを立ち上げることを 2023 年 12 月に決定し、2024 年 3 月会議から検討を開始している。現在は公開草案の開発を行っており、2024 年 6 月会議で公開草案を承認する予定である。

以 上